

第 号
年 月 日

様

武蔵野市長

障害福祉サービス等費用徴収額（決定・変更）通知書

児童福祉法第21条の6に規定する措置に要する費用について、同法第56条第2項に基づき徴収する額を下記のとおり（決定・変更）しましたので通知します。

記

対 象 者 氏 名	
サ ー ビ ス 提 供 事 業 者 名 施 設 名	
費 用 徴 収 額	
費 用 徴 収 期 間	
理 由	

（教示）

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、武蔵野市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、武蔵野市を被告として（訴訟において武蔵野市を代表する者は、武蔵野市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。